

2-3 建築士と工事監理について

建築を進めるにあたって／建築士の業務範囲／工事監理について

1. 建築を進めるにあたって

建築主として建築の計画を進めるにあたって、大切なことは、まず要望をまとめ、専門家とよく話し合うことです。建築主側の話に耳を傾け、納得のいく説明や計画づくりを進めてくれる専門家に依頼することが第一歩となります。

建築の良し悪しを大きく左右するのは設計です。安全で快適な建物を地域の環境に配慮し、適法かつ合理的に設計するということが大切です。この専門家である設計者（工務店、ハウスメーカー、建設会社の場合もあります。）を選ぶことを大切にしてください。

2. 建築士の資格について

建築物の設計及び工事監理については、建築物の規模に応じて、下表のように建築士の資格が必要となります。ご自分の建てる建物の種類や規模にふさわしい建築士を選ぶことが大切です。

建築物の設計・工事監理に必要な資格

（※建築士法第3条に該当するものは一級建築士でなければ設計・工事監理ができません。）

延べ面積	構造 高さ・階段	木 造				木 造 以 外		
		階数1	階数2	階数3	高さ13m又は 高軒高9mを 超えるもの	階数 2以下	階数 3以上	高さ13m又は 高軒高9mを 超えるもの
30㎡以下						無資格		
30㎡を超え、100㎡以下		無資格でよい						
100㎡を超え、300㎡以下		一級、二級又は木造建築士					二級 二級	建築士
300㎡を超え、500㎡以下			一級 二級			}建築士		
500㎡を超え、1,000㎡以下			一級 二級			}建築士		
1,000㎡を超える						一級建築士		

また、高度な専門能力を必要とする一定の建築物（以下の表に掲げるもの）については「構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による設計への関与」が義務付けられています。

構造設計一級建築士	一級建築士が設計しなければならない建築物のうち、建築基準法第20条第1号又は第2号に掲げる建築物
設備設計一級建築士	階数が3以上かつ床面積が5000㎡を超える建築物

3. 工事監理について

一定規模以上の建築物を設計するには建築士の資格が要求されますが、工事を始めるにあっても同様に建築士を工事監理者として定めなければ、工事に着手してはならないと法に規定されています。

安全な建築物を完成させるために、工事監理契約も忘れないようにご注意ください。

お問い合わせ

- ・ 建築士事務所についての相談

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 建築相談室

電話番号 03-3203-2601

公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部首都圏建築相談室

電話番号 03-3408-8291

一般社団法人 東京建築士会 建築相談室

電話番号 03-3527-3100

- ・ 建築士事務所登録等について（登録、登録簿の閲覧）

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

電話番号 03-5272-1069